

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与の特例に関する条例

(平成二十五年六月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「給与条例」という。）第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員の給与の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第二条 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）における給与条例第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額は、同条から給与条例第五条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から当該給料月額に、別表に定める職務の級の区分に応じて同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる職員の給料月額は、これらの規定による給料月額とする。

- 一 給与条例の規定による手当の額

- 二 給与条例第十四条、青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号）第十五条第三項又は青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号）第二十一条の規定による勤務しない一時間につき減額する額

- 三 給与条例第十八条の規定による勤務一時間当たりの給料額

(管理職手当の額の特例)

第三条 特例期間における給与条例第八条の規定による管理職手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額と

する。

(給料の減額の特例)

第四条 特例期間における職員の給与条例第十四条、青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第三項又は青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第二十一条の規定による勤務しない一時間につき減額する額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤務一時間当たりの給料額の特例)

第五条 特例期間における職員の給与条例第十八条の規定による勤務一時間当たりの給料額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(期末手当の額の特例)

第六条 特例期間における職員の給与条例第二十条の規定による期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に百分の七・一八を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤勉手当の額の特例)

第七条 特例期間における職員の給与条例第二十三条の規定による勤勉手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に百分の七・一八を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

別表（第二条関係）

職務の級	割合
二級以下	百分の四・七一
三級から六級まで	百分の七・七一
七級以上	百分の九・七一